

1. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び
行動指針、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に
ついて

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び行動指針、 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略のポイント

- 重点戦略については、昨年2月に検討会議(議長:官房長官)を設けて検討開始。6月の中間報告を経て、12月に全体像をとりまとめた。
- 仕事と生活の調和の実現については、7月以来官民トップ会議(議長:官房長官)を設けて検討開始。12月に憲章及び行動指針をとりまとめた(重点戦略にも反映)。

策定の視点

- (1) 少子化の背景には、結婚、出産・子育てに関する希望と現実の乖離が存在。
 - (2) **働き続けることと結婚して子どもを持つことの「二者択一」を迫られている状況を解決する必要。**
(人口減少に伴う労働力人口減少は経済成長面からも問題)
- ⇒ 「二者択一」構造解決のため、
- ① 働き方の見直しによる「**仕事と生活の調和**」の実現
 - ② 多様な働き方に対応した保育サービス等の子育て**支援策の再構築**を「車の両輪」として進めていく必要。

概要

(1) 仕事と生活の調和の実現

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会の実現に向けた国民各層それぞれの取組を促すもの。

(2) 子育て支援策の再構築

- ① 仕事と生活の調和を進め、希望どおり結婚、出産・子育てができるよう、**多様な働き方に対応した保育サービスの充実等子育てを支える社会的基盤の整備が必要。**
- ② ①のためには**一定程度の効果的な財政投入が必要。財源は次世代の負担によって賄うことのないようその時点で手当が必要。**

※家族政策関連支出(2003年度)は、我が国がGDP比0.75%であるのに対し、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン等では概ねGDP比2~3%を投入。

※フランスの家族関係支出を日本の人口規模に換算すると10.6兆円。(※日本は3.7兆円(2003年度))

※女性の就労希望等がすべてかなった場合の社会的コストの追加所要額は、1.5兆~2.4兆円。

今後の対応

- (1) **平成20年度予算案**に反映。
- (2) 家庭的保育や一時預かり等の制度化、企業や自治体の次世代育成支援行動計画の策定及び取組の一層の推進等については、**先行して取り組む。**
⇒ 児童福祉法、次世代育成支援対策推進法の改正
- (3) 更に、**費用分担等を含む具体的な制度設計**については、税制改正の動向を踏まえつつ引き続き議論。

※(2)、(3)については社会保障審議会に少子化対策特別部会を設けて審議。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

I 意義・緊要性

【従来】働き方の見直しは個々の企業の取組に依存→一部が先進的に取り組み、社会的広がりが欠如
 【今般】経済界、労働界、地方のトップで協議、合意 → 社会全体を動かす大きな契機に

【働き方の二極化等】

- 競争の激化、経済低迷や産業構造の変化 → 正社員以外が大幅に増加、正社員の労働時間の高止まり
- かつては専業主婦。現在は過半数が共働き世帯。
→働き方や子育て支援などの社会的基盤は従来のまま
→男女の固定的な役割分担意識が残存

【仕事と生活の間で問題を抱える人の増加】

- 正社員以外の働き方の増加→経済的に自立できない層
- 長時間労働→「心身の疲労」「家族の団らんを持っていない層」
- 働き方の選択肢の制約→仕事と子育ての両立が困難

【少子化対策や労働力確保が社会全体の課題に】

- 結婚や子育てに関する人々の希望を実現しにくいものにし、急速な少子化の要因に
- 働き方の選択肢が限定。女性、高齢者等の多様な人材を活かせない

○個人の生き方や人生の段階に応じて多様な働き方の選択を可能にする必要

○働き方の見直し、生産性の向上や競争力の強化に=「明日への投資」

II 「憲章」及び「行動指針」

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(国民的な取組の大きな方向性の提示)

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(企業や働く者等の効果的取組、国や地方公共団体の施策の方針)を策定

仕事と生活の調和が実現した社会の姿

国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

①就労による経済的自立が可能な社会

②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

③多様な働き方・生き方が選択できる社会

各主体の取組を推進するための社会全体の目標を設定

(代表例)

- 就業率(②、③にも関連)
<女性(25~44才)>
64.9% → 69~72%
- <高齢者(60~64才)>
52.6% → 60~61%
- フリーターの数
187万人 → 144.7万人以下
(いずれも 現状 → 10年後)

- 週労働時間60時間以上の雇用者の割合
10.8% → 半減
- 年次有給休暇取得率
46.6% → 完全取得

- 第1子出産前後の女性の継続就業率
38.0% → 55%
- 育児休業取得率
(女性) 72.3% → 80%
- (男性) 0.50% → 10%
- 男性の育児・家事関連時間
(6歳未満児のいる家庭)
60分/日 → 2.5時間/日

社会全体としての進捗状況を把握・評価し、政策に反映

関係者が果たすべき役割

企業と働く者

協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む

国・地方公共団体

国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策への積極的な取組、地域の実情に応じた展開

重点戦略（仕事と生活の調和に関する部分以外）

I 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

仕事と生活の調和を推進し、国民の希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの考え方

①親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

- 就業希望者を育児休業と保育（あるいはその組合せ）で切れ目なくカバーできる体制、仕組みの構築
- そのための制度の弾力化（短時間勤務を含めた育児期の休業取得方法の弾力化、家庭的保育など保育サービスの提供手段の多様化）
- 保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行

②すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

- 一時預かりをすべての子ども・子育て家庭に対するサービスとして再構築（一定のサービス水準の普遍化）
- 子育て世帯の支援ニーズに対応した経済的支援の実施

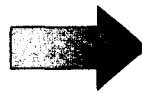
③すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

- 妊婦健診の望ましい受診回数確保のための支援の充実
- 各種地域子育て支援の面的な展開（全戸訪問の実施、地域子育て支援拠点の整備）
- 安全・安心な子どもの放課後の居場所の設置
- 家庭的な環境における養護の充実など、適切な養育を受けられる体制の整備

（社会的コストの試算）

効果的な財政投入の必要性

児童・家族関連社会支出額
（19年度推計）約4兆3,300億円
（対GDP比0.83% 欧州諸国では2～3%）



推計追加所要額 1.5～2.4兆円

【希望者すべてが就業した場合や就業率等がスウェーデン加わった場合等を仮定した試算】

※現在の費用構成は、国・地方公共団体の公費が約8割、企業・個人の保険料等が約2割

※フランスの家族関係支出を日本の人口規模に換算すると約10.6兆円

- 上記の考え方に示した給付・サービスの充実、とりわけ仕事と家庭の両立や家庭における子育てを支える社会的基盤となる現物給付の実現に優先的に取り組む必要
- これは単なるコストではなく「未来への投資」として、効果的な財政投入が必要
- 諸外国と比較しても特に厳しい財政状況の下で、その費用を次世代の負担によって賄うことのないよう、必要な財源をその時点で手当てして行うことが必要

《具体的な制度設計の検討》

- 給付の性格や施策間の整合、連携を考慮しつつ、国・地方公共団体の公費負担、事業主や個人の子育て支援に対する負担・拠出の組合せにより支える具体的な制度設計の検討について、直ちに着手の上、税制改革の動向を踏まえつつ速やかに進めるべき

《先行して取組むべき課題》

- 制度設計の検討とともに、家庭的保育の制度化や一時預かり事業等の法律的な位置づけの明確化、地方公共団体や事業主が策定する次世代育成支援の行動計画に基づく取組の推進のための制度的な対応、社会的養護体制の充実などの課題について20年度において先行実施すべき

II 利用者の視点に立った点検・評価とその反映

- 利用者の視点に立った点検・評価手法を構築
- 平成21年度までの現行のプラン（「子ども・子育て応援プラン」、地方公共団体の次世代育成支援のための行動計画）の見直しに当たって、利用者の視点に立った指標等を盛り込んで、定期的に点検評価を行い、その結果を毎年度の予算編成、事業実施に反映（PDCAサイクルを確立）

III おわりに ～支援策が十分に効果を発揮するための国民の理解と意識改革～

- 施策の必要性と有効性について十分に国民に説明し、理解を浸透
- 自然に子育ての喜びや大切さを感じられるよう社会全体の意識改革のための国民運動

2. 地域における少子化対策の推進体制について

少子化対策の推進体制の整備(協力依頼)

政府は、少子化対策の推進のため、昨年末、仕事と生活の調和憲章・行動指針や「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を策定し、各般の施策を展開することとしております。都道府県、市町村におかれましても、ご趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

1 地方公共団体における少子化対策の推進体制の充実 (別添)

仕事と生活の調和の実現と子育てを支える社会基盤の整備の二つの取組を「車の両輪」として、地域における少子化対策を推進していくため、以下点につきご協力をお願いします。

(1) 庁内の部局横断的な推進体制を設置

首長の下、関係部局から構成する少子化対策推進本部を設置する等、少子化対策を推進するための庁内体制の整備。

(2) 地域連絡協議会の設置等

地域における企業や、労働者団体、次世代育成支援対策推進センター、労働基準監督署、公共職業安定所、保健・医療、福祉、教育関係者等と恒常的に意見交換を行い、協働して取り組むための協議会の設置。

(3) 地方交付税措置の拡充

上記の取組を含め、平成 20 年度に、市町村の少子化対策事業に係る地方交付税措置を拡充する予定。

2 関連諸施策との連携

(1) 今般、内閣府に仕事と生活の調和推進室を設けましたので、お気軽にアクセスをお願いします。

また、厚生労働省においては、平成 20 年度予算案において、都道府県ごとに労働局が事務局となって、関係者からなる「仕事と生活の調和推進会議」を設けることとしており、追って連絡がありますので、その際には、都道府県にもご参画をお願いいたします。

(2) 内閣府では、本年度中に少子化対策連携促進サイトを立ち上げる予定であり、その中で、国と各地方公共団体の少子化対策推進本部を結び、相互に情報共有を図ることができるよう準備を行っています。促進サイトが開設された折には、ご連絡いたしますので、積極的に参加いただき、ご活用ください。

【参考】

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 / 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」
⇒ <http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>

お問い合わせ先 少子化対策担当	田中、時末まで (電話) 03-3581-1403
※特に仕事と生活の調和関連に関しては 仕事と生活の調和推進室	能坂、清水まで (電話) 03-3581-9268

地域における少子化対策の推進体制の充実

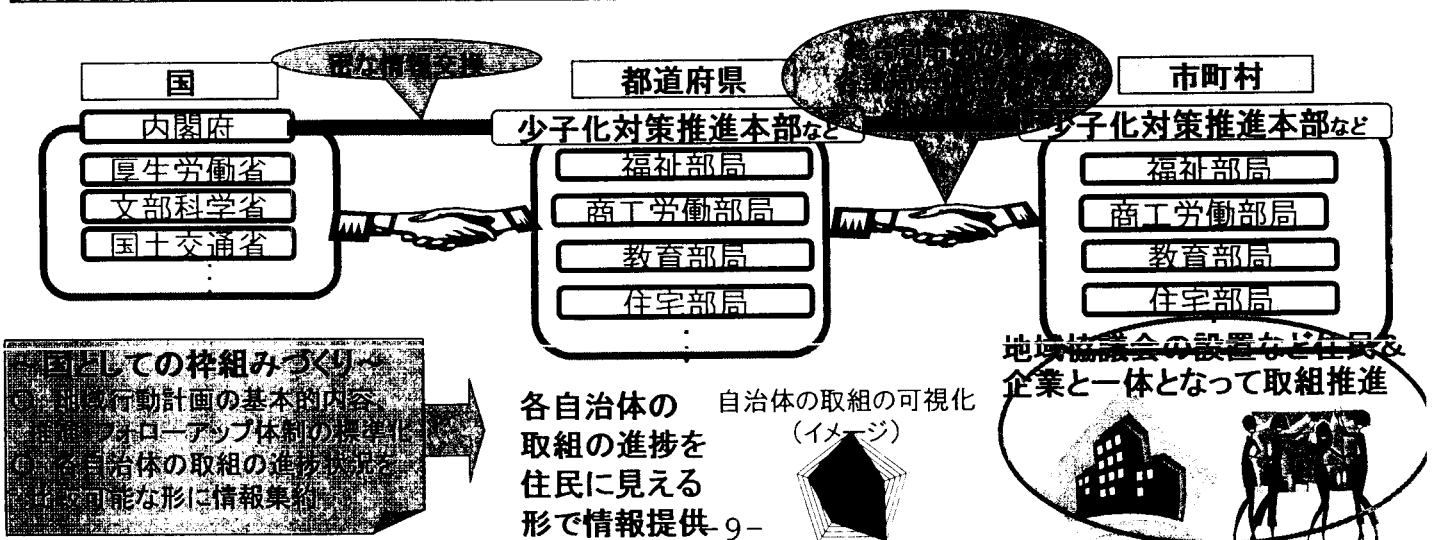
- 各自治体に少子化対策の「総合司令塔」を設置。国との間にネットワークを構築し、全国を取組状況を把握するとともに、先進的取組等の密な情報交換を実施。
- 各自治体の行動計画の枠組みを見直し、PDCAサイクルを定着。
- こうした自治体の取組状況を、住民が目に見えるよう情報発信。

従来の体制

- 各自治体での少子化対策の「総合司令塔」の機能が不十分
→ 福祉・教育・住宅・商工労働など各部局の連携が不十分(縦割り)
- 国—都道府県—市町村を結ぶ横断的なネットワークがない
→ 全国を取組状況を十分把握できていない
優れた自治体の先進的取組の情報が全国へ伝播しない
- 各自治体の行動計画(次世代育成支援法の地域行動計画)の内容や、推進・フォローアップ体制がまちまち
→ 住民が各自治体の取組状況を比較しにくい
PDCAサイクルが未定着

新体制

- 「重点戦略」及び「暮らしと生活の調和の「憲章」」(指針)を踏まえ、各自治体の推進体制を強化
- 少子化対策の部局横断的かつ「推進本部」(又はそれと同等の体制)を設置し、地域の企業や民間団体等との協働を推進
- 内閣府等と各自治体の「推進本部」間に情報ネットワークを構築し、インターネット等を活用し、先進的取組等の情報を共有
- 各自治体の行動計画の枠組みを見直し、フォローアップ体制を構築し、PDCAサイクルの導入による着実な取組推進
- 行動計画に基づく自治体の取組の進捗状況を、指標に基づき定期的に、可能な限り可能な形に情報集約
自治体の取組状況を住民が比較可能に
今後着手される各自治体の行動計画改定作業にも反映

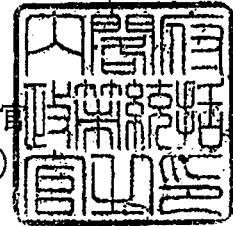




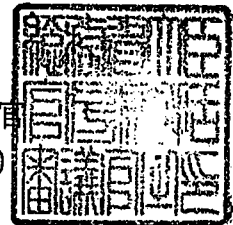
府政共生第47号
総行自第3号
雇児発第0122001号
平成20年1月22日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
(次世代育成支援対策担当)

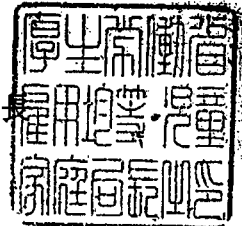
内閣府政策統括官
(共生社会政策担当)



総務省大臣官房総括審議官
(政策企画担当)



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



総合的な少子化対策の推進について

我が国は、2005（平成17）年には、出生数、出生率ともに過去最低となり（出生数106万人、合計特殊出生率1.26）、また初めて死亡数が出生数を上回る人口減少社会が到来しました。

「日本の将来推計人口（平成18年12月中位推計）」（以下「新人口推計」という。）では、2055（平成67）年には、合計特殊出生率は1.26、総人口は9000万人を下回り、その4割が65歳以上の高齢者、1年間に生まれる子どもの数は50万人を下回る、といった厳しい見通しも示されているところです。このまま少子化が進行すると、単純な人口規模の縮小だけでなく、労働力人口が大きく減少することが予想され、我が国の経済社会に大きな影響を与えることが懸念されます。

第2次ベビーブーム世代（昭和46～49年生まれ）が30代半ばを迎えている今、子育て世代の年齢層の人口が大幅に減少する前に、急速な少子化に早急に対応していく必要があります。

こうした中、昨年12月18日「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下「重点戦略」という。）がとりまとめられたところです。重点戦略では、女性をはじめ、働く意欲を持つすべての人の労働市場参加を実現しつつ、国民の希望する結婚、出産・子育てを可能とするためには、妊娠・出産を機に女性の7割が離職しているという現状にみられるような就労と出産・子育てが二者択一となっている構造を解決する必要があるとし、仕事と生活の調和の推進と多様な働き方に対応した保育サービスの充実等子育てを支える社会的基盤の整備の二つの取組を「車の両輪」として施策を進めることが必要であるとしています。

また、特に仕事と生活の調和の実現については、政府、経済界、労働界のトップと地方の代表者、関係会議の有識者から構成される「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」が設けられ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下、「憲章」、「行動指針」という。）がとりまとめられました。

政府は、今後、上記重点戦略及び憲章、行動指針を踏まえ、引き続き検討を進める（別紙参照）とともに各般の施策を展開していくこととしていますが、特に今回策定された憲章や行動指針に示された仕事と生活の調和の実現のための取組については、従来市区町村レベルの行政課題として必ずしも意識されてこなかったとの指摘もあることから、これまで以上に、保健福祉、教育、商工労働等の分野における担当部局が連携を図り、それぞれの地域における関係機関や企業などの関係者との協働体制のもとで、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しも含めた総合的な少子化対策の推進が求められるところです。

おりしも、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく現行の都道府県及び市町村行動計画が平成21年度をもって計画期間を終え、今後、次期計画の策定に向け、ニーズ調査の実施や現行計画の評価などの準備作業の開始が見込まれる時期にさしかかっているところです。

各地方公共団体、特に市区町村においては、こうした施策の動向を踏まえ、下記に示すような体制整備の構築が喫緊の行政課題であると考えられます。

貴職におかれては、政府の少子化対策への取組の趣旨をご理解いただき、地域における少子化対策の充実のための取組を進めていただきますようお願いするとともに、各都道府県におかれては、貴管内市区町村に対しまして、この旨をご周知いただきますよう、併せてお願いします。

なお、平成20年度地方財政措置で、少子化対策への取組について、市区町村における体制整備も含め、総額において拡充の措置がなされることとされたほか、関係各省である文部科学省、経済産業省及び国土交通省に対しても、所管の関係各機関及び都道府県の各担当部署へ本通知の内容をご周知いただくようお願いしていることを申し添えます。

1 庁内の推進体制の整備

少子化対策は、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の各分野にまたがるものであり、関係部局が連携して部局横断的に取り組んでいくことが効果的な対策を推進していく上で重要です。

このため、各地方公共団体の実情に応じて、例えば、首長の下、関係部局から構成する少子化対策推進本部を設置したり、これに準ずる体制を整備することにより、少子化対策を推進するための庁内体制を整備することが考えられます。

既に庁内体制を整備している地方公共団体におかれても、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの観点も含めた総合的な少子化対策の推進に向け、再度、構成部局等について点検を実施いただき、必要に応じて追加するなど、関係部局間の連携をより強化することが重要だと考えています。

なお、内閣府では、憲章等を推進する中核的な組織として、「仕事と生活の調和推進室」を設置いたしました（平成20年1月8日設置。詳しくは、「「仕事と生活の調和推進室」の設置について（平成20年1月22日付内閣府仕事と生活の調和推進室参事官通知）」をご参照ください。）、各都道府県におかれては、今後の国と都道府県の密接な連携のため、担当部署のご登録をしていただきますようお願いいたします。

2 地域の企業や民間団体等との協働の推進

仕事と生活の調和の実現のための働き方の改革をはじめ、少子化対策は、地方公共団体のみならず、それぞれの地域の企業、労働者団体、次世代育成支援対策推進センター、保健・医療・福祉関係者、教育関係者、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所、子育て支援活動を行うNPO等が、相互に密接に連携、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

このため、次世代育成支援対策地域協議会^(※1)を活用するなどにより、当該関係者等が意見交換を行い、協働して、仕事と生活の調和の実現のための働き方の改革や子育て支援などを推進するための協議の場を設けることが考えられます。

※1（参考）次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）（抄）

第21条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

3 点検・評価等の施策への適切な反映

少子化対策においても、各種施策が利用者である国民にとって直面している困難や課題の解消に役立ったか、満足できるものであったか等、利用者側の視点に立った点検・評価を実施し、この結果を施策の企画立案プロセスに組み込んでいくことが重要だと考えています。

このため、このような利用者の視点に立った施策の点検・評価を実施し、これを毎年度の予算編成や事業実施、あるいは次期次世代育成支援のための行動計画策定に反映させていくといった、PDCA（PLAN-DO-CHECK-ACTION）サイクルを定着させる必要があると考えています。

さらに、これらの一連の過程が住民に開かれた形で行われるようにするための枠組みとして、地域の子育て支援事業の関係者や子育てに関する活動を行うNPO等が参画する場を設けることも考えられます。その際、上記1、2に掲げる体制、協議の場を活用することも考えられます。

4 住民にとってわかりやすい情報提供

地方公共団体から住民に対して情報提供する際には、住民にとって利用しやすいものとなるよう、子育て支援に関する情報提供等をできる限り集約して一元的に行うことが求められます。

また、地方公共団体の先進的な取組事例の紹介や地方公共団体間の取組状況が比較可能な形で住民にわかりやすく提供されることが重要であり、内閣府及び関係府省と地方公共団体の少子化対策推進本部との間における情報の共有化をさらに進めることが重要であると考えています。

内閣府では、仕事と生活の調和の推進など少子化対策に関する情報を集約し、国と地方が相互に情報共有を図ることができる「少子化対策連携促進サイト」を開設することを考えております。サイト開設後には、積極的にご参加、ご活用いただきますようお願いいたします。

※ なお、本通知に記述のある会議等の詳細については、内閣府の少子化対策ホームページに掲載されているので、ご参照願います。

(URL:<http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>)

〈別紙〉

政府における今後の検討の方向性（重点戦略を踏まえた社会保障審議会における審議）について

今回の重点戦略においては、今後の課題として、

- (1) 国・地方公共団体・事業主・個人の負担の組み合わせによって支える包括的な次世代育成支援のための制度について、具体的な検討に早急に着手すべき
- (2) これと並行して、子育て支援サービスの基盤整備や、地域・事業主の取組促進に係る当面の課題に着手すべきとされたところです。

これを受けて、厚生労働省社会保障審議会に少子化対策特別部会が設けられ、審議を行うこととしたところです（社会的養護関係については、児童部会の社会的養護専門委員会において検討）。それぞれの部会の審議状況については、今後、適宜、各地方公共団体に情報提供することとしていますのでご承知おき願います。